



山形県公報

平成16年2月20日(金)
第1518号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                      |                   |     |
|--------------------------------------|-------------------|-----|
| 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出.....       | (農政企画課) ...       | 171 |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知..... | (森 林 課) ...       | 172 |
| 同 .....                              | ( 同 ) ...         | 同   |
| 山形県森林病虫害等防除実施基準の変更.....              | ( 同 ) ...         | 174 |
| 都市計画事業の変更の認可.....                    | (都市計画課) ...       | 同   |
| 土地区画整理組合の理事の退任の届出.....               | ( 同 ) ...         | 同   |
| 土地区画整理組合の理事の就任の届出.....               | ( 同 ) ...         | 175 |
| 平成2年3月県告示第300号(山形県港湾施設の概要)の一部改正..... | (交通基盤課) ...       | 同   |
| 県道の供用の開始.....                        | (最上総合支庁建設総務課) ... | 176 |
| 同 .....                              | ( 同 ) ...         | 同   |
| 同 .....                              | ( 同 ) ...         | 同   |
| 道路の区域の変更.....                        | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同   |
| 県証紙売りさばき所の変更.....                    | (出 納 局) ...       | 177 |

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                |   |
|----------------|---|
| 指定講習機関の指定..... | 同 |
|----------------|---|

### 公 告

|                         |                   |     |
|-------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 178 |
| 一般競争入札の公告.....          | (出 納 局) ...       | 同   |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....    | ( 同 ) ...         | 179 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第179号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市中心部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分  
イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区、酒田市十里塚加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域(飛島を除く。)

- 漁業の区分 昭和49年12月県告示第1791号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定。以下「告示」という。）第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち酒田市中心部加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び主として刺網を使用して営む漁業以外の漁業

## 2 (1) 加入区の名称

飛島法木加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 酒田市飛島字法木の区域

- 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち飛島法木加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業

## 3 (1) 加入区の名称

飛島中村加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域

- 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち飛島中村加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業

## 4 (1) 加入区の名称

飛島勝浦加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域

- 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち飛島勝浦加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業

## 山形県告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南陽市小滝字枯木立1804、1805（以上2筆、次の図に示す部分に限る。）字白鷹山1809

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

□ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

次の掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年2月15日農林水産省告示第160号

- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法  
変更しない
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡朝日村大字熊出字畑ノ沢63から66まで、67 - 1、67 - 2、68 - 1、69、71から77まで、80 - 1、85 - 1、85 - 2、86、87、90 - 1、91、92 - 1、92 - 2、92 - 3（次の図に示す部分に限る。）92 - 4、92 - 5、93 - 1、94 - 1、94 - 2、95 - 1から95 - 30まで、96 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字伏部沢1593 - 1・字蓼沼沢1594 - 1・1595 - 1・字小釜沢1598 - 1・1599 - 11・字大釜沢1600（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定されて目的  
水源のかん養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字口田沢字松尾沢3124（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに米沢市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第182号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の規定により、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準を次のとおり変更した。

平成16年2月20日

山形県知事 高橋和雄

## 山形県森林病虫害等防除実施基準

- 1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項  
該当なし
- 2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項  
該当なし
- 3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項  
該当なし
- 4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項
  - (1) 地上散布を行う森林の周囲の自然環境及び生活の保全に関する事項  
地上散布の実施に当たっては、森林の周囲の自然環境及び生活の保全に努めるものとする。また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、実施の必要性等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。
  - (2) 地上散布により農業、漁業等に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項  
地上散布の実施に当たっては、地上散布により農業、漁業等に被害を及ぼさないようにするため、関係団体等と十分協議し、地域の実情に応じて必要な措置を講ずるものとする。
  - (3) その他の事項
    - イ 地上散布の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第12条第1項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案のうえ、安全かつ適正な実施に努めるものとする。
    - ロ 森林病虫害等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化等に努め、防除効果の確保を図るものとする。

## 山形県告示第183号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年2月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・5号薬師堂上桜田線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成7年10月20日から平成18年3月31日まで

## 山形県告示第184号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により届出のあった酒田市東泉土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成16年2月20日

山形県知事 高橋和雄

住所 氏名  
酒田市泉町7番10号 佐藤俊夫

山形県告示第185号

土地区画整理法（昭和29年法律119号）第29条第1項の規定により、天童市天童南部土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 住 所            | 氏 名     |
|----------------|---------|
| 天童市大字長岡45番地    | 土 屋 健 吾 |
| 天童市大字長岡22番地    | 井 上 玄 一 |
| 天童市大字上荻野戸147番地 | 奥 山 保   |
| 天童市北目一丁目4番10号  | 梅 本 榮 次 |
| 天童市南町二丁目10番23号 | 今 田 正 見 |
| 天童市一日町三丁目4番11号 | 今 田 吉 雄 |
| 天童市北目二丁目3番21号  | 竹 田 友 也 |
| 天童市大字荒谷1925番地  | 武 田 實 夫 |
| 天童市南町三丁目9番14号  | 土 屋 秀 男 |
| 天童市一日町三丁目3番17号 | 成 山 三 郎 |
| 天童市大字奈良沢乙373番地 | 蜂 谷 光 造 |
| 天童市大字原町乙22番地   | 堀 良 一   |
| 天童市北目四丁目8番29号  | 結 城 精 一 |

山形県告示第186号

平成2年3月県告示第300号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成16年5月1日から施行する。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課空港港湾室及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 酒田港茨酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表荷さばき施設Fの項中

|   |               |      |        |                         |                |
|---|---------------|------|--------|-------------------------|----------------|
| 「 | 高砂第2号荷さばき地    | - 14 | 15,500 |                         | を              |
|   | 」             |      |        |                         |                |
| 「 | 高砂第2号荷さばき地    | - 14 | 15,500 |                         | に改め、同表保管施設Hの項中 |
|   | 高砂第2号荷さばき地(B) | - 15 | 41,108 | 冷凍コンテナ用電源設備4基(コンセント12個) |                |
|   | 高砂第2号荷さばき地(A) | - 16 | 29,994 |                         |                |
| 」 |               |      |        |                         |                |
| 「 | 宮海第3号野積場      | - 18 | 5,400  |                         | を              |
|   | 高砂第2号野積場(B)   | - 19 | 40,862 | 冷凍コンテナ用電源設備4基(コンセント12個) |                |
|   | 高砂第2号野積場(A)   | - 20 | 29,994 |                         |                |
| 」 |               |      |        |                         |                |

|          |      |       |  |
|----------|------|-------|--|
| 宮海第3号野積場 | - 18 | 5,400 |  |
|----------|------|-------|--|

に改める。

## 山形県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月20日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富沢字一ノ沢口873番1から  
同 字出屋沢868番7まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月20日

## 山形県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月20日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富沢字出屋沢2336番29から  
同 881番6まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月20日

## 山形県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月20日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 土内五日町線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字萩野字小倉6991番2から  
同 字小以良川7096番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月20日

## 形県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月20日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                         | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長         |
|---------------------------|----------|------|------------------------|------------|
| 東田川郡藤島町大字藤島字山ノ前4番3から<br>同 | 字笹花2番3まで | 旧    | 124.4メートル<br>と<br>41.4 | メートル<br>56 |
| 同                         | 上        | 新    | 124.4メートル<br>と<br>41.4 | 同上         |

## 山形県告示第191号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成16年2月20日

山形県知事 高橋和雄

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名                | 売りさばき所の所在地                                   |                                              | 承認<br>年月日  |
|-------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|------------|
|                                     | 変更前                                          | 変更後                                          |            |
| 山形おきたま農業協同組<br>合<br>代表理事理事長<br>桜井重恭 | 西置賜郡飯豊町大字萩生528番<br>地<br>山形おきたま農業協同組合豊原<br>支店 | 西置賜郡飯豊町大字萩生528番<br>地<br>山形おきたま農業協同組合飯豊<br>支店 | 平成16. 2. 6 |

## 公安委員会関係

### 告 示

## 山形県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関を次のとおり指定した。

平成16年2月20日

山形県公安委員会

委員長 吉田美智子

- 1 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社 鶴岡自動車学園  
鶴岡市西新斎町6番34号  
代表取締役 斎藤 征士
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地  
鶴岡自動車学園  
鶴岡市西新斎町6番34号
- 3 特定講習の種別  
取消処分者講習
- 4 指定を行った年月日  
平成16年2月12日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成16年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 あおぞらネット

(2) 代表者の氏名

高橋 英夫

(3) 主たる事務所の所在地

山形県米沢市春日三丁目2番97号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、米沢市および周辺地域で生活する人々、ならびに、この法人の行う事業を必要とするすべての人々に対して、生活上のさまざまなバリア（障壁）を取り払い、より快適な生活の実現を図り、また、生きがいや働きがいを発揮できる環境を整えるためのサポート活動をするに關する事業、ならびに地球環境の保護と自然エネルギーの活用に関する事業を行い、生活上の種種の負担の軽減、仕事と雇用の創出、人々の交流と連携に満ちた生き生きとした地域を創造していくことに寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県広報誌「県民のあゆみ」の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成16年4月1日（木）午後3時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

山形県広報誌「県民のあゆみ」

年間予定数量 4,767,600部程度（年12回発行 1回当たり397,300部程度）

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び次に掲げる仕様ごとの仕様書による。

4頁版（年10回発行 年間予定数量 3,973,000部程度）

8頁版（年2回発行 年間予定数量 794,600部程度）

(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで。

(4) 納入期限 各発行号ごとに入札説明書により指定する。

(5) 納入場所 各発行号ごとに入札説明書により指定する。

(6) 入札方法 (2)の 及び ごとの1部当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積もり金額は小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告（平成16年1月23日付け山形県公報第1510号）により公示された資格を有すること。



- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法  
2の(6)による入札価格が、山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(2)の 及び ごとの入札価格にそれぞれの年間予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者のうち、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成16年3月18日(木)午後3時までに山形県出納局経理課契約係に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Yamagata Prefectural Public Relations Magazine "Steps Forward" ("Kenmin no ayumi") Quantity: approximately 4,767,600 copies yearly (12 publications per year of approximately 397,300 copies each)
  - (2) Time-limit for tender: 3:00 P.M., April 1, 2004
  - (3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2723

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年2月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
高精度溝加工機 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成15年12月11日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
伊藤忠メカトロニクス株式会社 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号
- (5) 落札金額 35,490,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行った日 平成15年10月31日
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量 環境制御型電子顕微鏡 一式

- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成15年12月11日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社アオバサイエンス山形営業所 山形市南栄町一丁目1番48号2
- (5) 落札金額 35,175,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成15年10月31日
- 3 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
超高速加工機 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成15年12月11日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
山形マシン・ツールズ株式会社 山形市銅町二丁目25番10号
- (5) 落札金額 43,155,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成15年10月31日
- 4 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
微小部応力測定装置 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成15年12月11日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
宝化成機器株式会社山形営業所 山形市寿町12番11号
- (5) 落札金額 55,650,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成15年10月31日

正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番号 | ページ  | 行     | 誤    | 正                             |
|-----------|-----------|------|-------|------|-------------------------------|
| 平成12.5.30 | 第1143号    | 500  | 下から15 | 野球場  | 体育館                           |
| 平成15.11.7 | 号外(87)    | 25   | 19    | 延長期限 | 延長期間                          |
| 同 12.19   | 第1502号    | 1399 | 15    |      | 目次中「第28条の8」を<br>「第28条の9」に改める。 |
| 平成16.2.10 | 第1515号    | 148  | 26    | (木)  | (水)                           |